

令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第7回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和3年9月30日(木) 16:00~16:27

2 会場 : 福岡合同庁舎新館4階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)
高田 亜朱華
富山 敦
平井 佐和子
平木 真朗(会長)
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 5人(定数5人)
河村 敏明
黒崎 美紀
小陳 武志
野中 篤志
浜田 紀子

【使用者代表委員】 3人(定数5人)
小島 良俊
境 正義
中村 年孝

【福岡労働局】 藤枝 労働局長
上村 労働基準部長
鈴木 賃金室長 ほか

4 議題

- (1) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査にかかる集計誤りについて
- (2) 今年度の福岡県最低賃金の改定審議への影響について
- (3) 今年度の福岡県特定最低賃金の改定審議状況等について
- (4) その他

5 審議内容

会 長 それでは、ただ今から、令和3年度第7回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は使用者代表委員の金子委員、吉岡委員がご欠席ですけれども、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、その旨ご報告いたします。

なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会令運営規程第6条により公開となっております。

本日の議事録の署名を労働者代表委員は小陳委員、使用者代表委員は中村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

小 陳 委 員

中 村 委 員

(了承)

会 長 それでは、議事(1)の「令和3年度最低賃金におけるこの間の基礎調査にかかる集計誤りについて」です。この件につきましては、この間の経緯と集計結果の修正についての説明を要しますので、先に事務局からの説明をお願いします。

労 働 局 長 (今年度の基礎調査結果にかかる集計誤りについてのお詫び及び集計結果の修正の概要について説明)

労働基準部長 (集計誤り事案の原因及び再発防止策について説明)

賃 金 室 長 (基礎調査結果の修正内容の詳細について説明)

会 長 ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様からのご質問、ご意見はございませんか。

ご質問等のある方は挙手の上、ご発言をお願いします。

各 委 員 (意見なし)

会 長 他にご質問等がないようでしたら、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長

では、議事（２）の「今年度の福岡県最低賃金の改正審議への影響について」に移ります。

この議事では、前の議事（１）にて全体で確認した内容に基づき、今年度、福岡地方最低賃金審議会として答申しました、福岡県改正最低賃金の改正審議への影響について、各委員から議事（１）に対する受け止めの具合とともに、今年度の改正審議結果への影響にかかる評価に関してのご発言をお願いしたいと思いましたが、まず、委員の皆様が発言を促すことを目途としまして、先に私のほうから審議会会長職の立場として、また、今年度の福岡県最低賃金改正審議にあたっての専門部会長職の立場として、議事（１）にかかる受け止めとその評価の内容を「見解」としてまとめたものを申し上げることにいたします。

ただ今、労働局長から報告のありました今年度の最低賃金に関する基礎調査において集計誤りが生じたことは誠に遺憾であります。

最低賃金は、労働者の生計費、賃金、事業の支払い能力の三要素を勘案して、決定されることとされています。

基礎調査の結果は、最低賃金を検討する上で重要な指標です。

ですから、基礎調査の集計誤りは審議会の議論をミスリードする可能性もあり、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということを事務局は強く自覚していただきたい。そして、事務局には猛省を促すとともに、二度とこのようなことが起こらぬよう再発防止を徹底し、信頼の回復に努めていただきたい。

今年度の審議において、最低賃金の引上げ額を議論する上で基礎調査に基づく影響率の資料は重要で、その誤りは内容によっては、審議結果にも影響を与える可能性があります。

一方、今回の再集計により影響率の変動はあるものの、今年度の最低賃金は、影響率だけをもって決定したわけではなく、他の諸事情も勘案の上、総合的に判断したものであることから、今年度の審議結果に直接、影響を及ぼすまでのものではないと考えます。

したがって、今回の集計誤りを理由として、今年度の審議結果について再審議をする必要性はないものと考えます。

それでは、ただ今、私が述べました「見解」を踏まえまして、委員の皆様からのご発言をよろしくお願いします。

なお、ご発言に当たっては、挙手の上での御発言をお願いします。

各 委 員

（意見なし）

会 長

ありがとうございます。

では、皆様の発言がありませんでしたのでとりまとめますが、今年度の福岡県

最低賃金の改正審議への影響としては今回の集計結果の誤りを理由として、再集計を行うまでの必要はない、という結論に至ったということで、よろしいでしょうか。

ただ今、取りまとめた結論について、委員の皆様からのご異議はございませんか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 ありがとうございます。

では、皆様からの異議がただ今ございませんでしたけれども、こうした結論を受けて、事務局のほうから何かございますか。

労 働 局 長 (審議への御礼)
(再発防止と信頼回復について)

会 長 では、来年以降において、同じことが繰り返されないよう、しっかりと対応していただくということで、よろしいでしょうか。

労 働 局 長 はい。

会 長 わかりました。

では、改めて事務局においては、最低賃金基礎調査結果が改正審議における重要な指標であることを再認識していただくとともに、再発防止対策を徹底し、私たち審議会委員からの信頼回復に努めていただくよう、切にお願いさせていただきます。

次に、議事(3)の「今年度の福岡県特定最低賃金の改正審議状況等について」ですが、事務局からの説明をお願いします。

賃 金 指 導 官 (9月30日までの審議状況及び今後の専門部会の開催予定の説明)

会 長 ただ今の説明について、ご質問等はございませんか。

各 委 員 (意見なし)

会 長 ないようでしたら、議事(4)の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

